

■介護福祉士国試、パート合格の導入に3分割案

厚労省が提示、受験者の負担軽減を目指す

- ・厚生労働省は5月17日に第1回「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」を開催した。検討会では介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入について、試験科目をA・B・Cの3パートに分割する案が提示された。

この制度では、全科目の得点が合格基準に達しなくても、合格基準に達したパートについては翌年度の試験が免除となる。

●パート合格の背景

現在、介護福祉士国家試験の受験者の8割以上が働きながら資格取得を目指しており、就労と試験勉強の両立が課題となっている。介護需要の増加に伴い、人材の確保が急務であることから、より受験しやすい試験制度の導入が求められている。

●試験科目内容（3分割案の場合）

- ・Aパート：「人間の尊厳と自立」「介護の基本」「社会の理解」など6科目
- ・Bパート：「こころとからだのしくみ」「発達と老化の理解」「認知症の理解」など5科目
- ・Cパート：「介護過程」「総合問題」の2科目

他に2分割案と4分割案も示されたが、構成員からは3分割案に賛成する意見が多く集まった。

●試験当日のスケジュール案（3分割案の場合）

- ・午前中にAパートの試験を実施
- ・午後にBパートとCパートの試験を同一時刻に開始

- ・次回の検討会は7月上旬に予定されており、関係団体へのヒアリングと、各パートの合格基準やパート合格の有効期限などについて議論される予定。

パート合格制度の導入により、働きながら資格取得を目指す受験者の負担が軽減され、介護福祉士資格の取得が容易になることが期待される。これにより、介護現場での人材不足の解消につながると見込まれている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会（第1回） 議事概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/001259110.pdf>